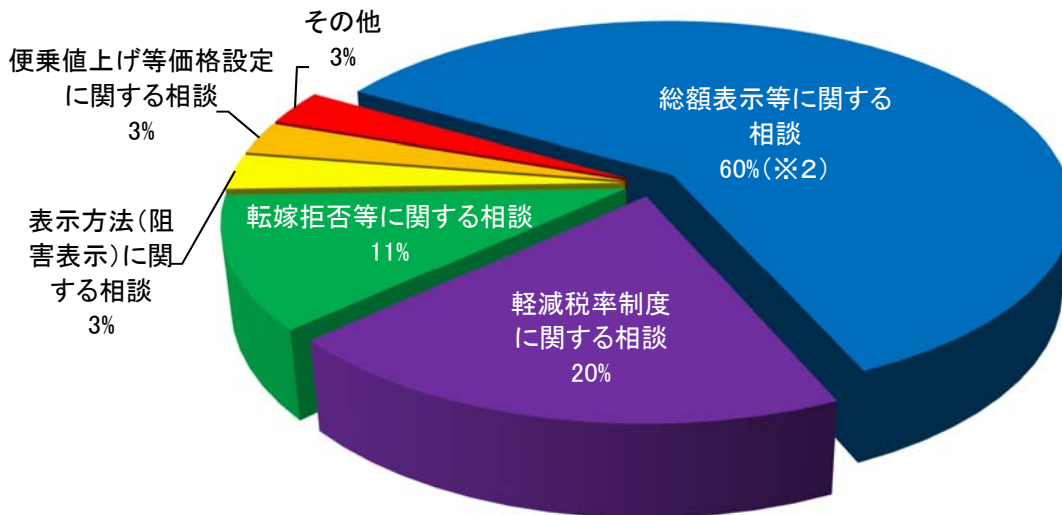


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 31 年 3 月(3/1～3/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

3 月の相談件数：電話 313 件、メール 48 件  
【相談内容（全 361 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 当社が受注する請負工事の取引には経過措置により8%の消費税率が適用される一方、当社が下請事業者に発注する請負工事の取引には経過措置の適用がなく 10%の消費税率が適用される場合、当社が受け取る消費税は8%で計算されるのに対し、当社が下請事業者に支払う消費税は 10%で計算されることになり、当社が損をすることになるのではないのでしょうか。

A. 消費税の納付税額は、原則として、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して計算しますので、仕入れに係る消費税額が売上げに係る消費税額を上回る場合には、確定申告によりその差額が還付されることとなります。

したがって、御相談のケースのように、売上げに係る消費税率が8%で、仕入れに係る消費税率が 10%と異なる場合であっても、原則として、損益に影響を与えるものではありません。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は1件

※2 うち総額表示に関する相談が6%、消費税一般に関する相談が94%

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となるのでしょうか、合理的な理由としてどのようなものがありますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合や特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合などです。

## ○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 当社は、住宅関連設備機器の販売を行っております。消費者に対する広告において、「増税前の購入がお得！」などというような文言を広告の中に記載するのは禁止されますか。

A. 消費税率の引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実上反して、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は飲食料品を販売していますが、販売先に飲食料品を配送する際の送料を、商品代金とは別に請求しています。この場合の送料は、軽減税率の適用対象となりますか。

A. 飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡対価ではありませんので、軽減税率の適用対象なりません。

なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が軽減税率の適用対象商品に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610